子宮頸がん検診（細胞診）精度管理調査（検診機関用）調査票

【回答者様へ】
ご回答の前に以下を必ずお読みください：

① 令和8年度に実施した（もしくは現在実施中の）検診についてお答えください。

② 回答は〇（実施）か×（未実施）でお答えください。ただし以下の場合は△としてください（後日再調査を行います）。
（△：令和8年度に確実な実施予定があるが、回答時点ではまだ実施していない）

③ 貴施設で回答が分からない項目については、必ず関係機関（都道府県・市区町村・医師会・外注先検査機関等）に確認してお答えください。
もし自治体や医師会等から予め回答を指定されている場合は、それに従って回答してください。
ただし、★が付いた項目には貴施設が回答してください（検診機関ごとに体制が異なるため）。

		集団検診 回答欄	個別検診 回答欄
1. 対象者への説明			
解説： ① 下記の7項目を記載した資料を、検診機関に来場した対象者全員に、受診前に個別に配布されたかをお答えください。 （ポスターや問診票など持ち帰れない資料や、口頭説明のみは不適切です。） ② 受診時に貴施設で配布された場合、あるいは、貴施設以外（自治体等）が受診勧奨時に配布された場合※のどちらでも〇です。 ※あらかじめ資料内容を確認し、下記の7項目が含まれている場合は〇と回答してください。			
(1) 検診結果は「精密検査不要」「要精密検査」のいずれかの区分※で報告されることを説明しましたか ※検体不適正以外の細胞診判定（ASC-USなど）を「要再検査」などに区分するのは×です。			
(2) 要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを説明しましたか			
(3) 精密検査の方法について説明しましたか（精密検査としては、検診結果に基づいてコルポスコープ下の組織診や細胞診、HPV検査などを組み合わせたものを実施すること、及びこれらの検査の概要など）			
(4) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか※ ※精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供可能（個人情報保護法の例外事項として認められている）。			
(5) 検診の有効性（細胞診による子宮頸がん検診は、子宮頸がんの死亡率・罹患率を減少させること）に加えて、がん検診で必ずがんや前がん病変を見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんや前がん病変がなくてもがん検診の結果が「要精密検査」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の不利益について説明しましたか			
(6) 検診間隔は1年に1回※であり、受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか ※本県では、子宮がん部会で検診間隔を1年に1回としている			
(7) 子宮頸がんの罹患は、わが国の女性のがんの中で比較的多いこと及び、近年の罹患や死亡の動向などを説明しましたか			
2. 問診、細胞診の検体採取の精度管理			
(1) 検診項目は、問診、視診に加え、産婦人科医師による子宮頸部及び膣部表面からの検体採取による細胞診を行いましたか	★		
(2) 細胞診の方法（従来法/液状検体法、採取器具）を仕様書※に明記しましたか ※仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のこと（仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していればよい） 医師会が仕様書を作成している場合は、医師会の仕様書を確認して回答してください。			× （回答指定）
(3) 検体採取は、直視下に子宮頸部及び膣部表面の全面擦過により細胞を採取し[注1]、迅速に処理※しましたか ※採取した細胞は直ちにスライドグラスに塗抹して速やかに固定すること。または、直ちに液状化検体細胞診用の保存液ボトル内に撹拌懸濁し固定すること。	★		
(4) 細胞診検査の業務（細胞診判定も含む）を外部に委託する場合※は、その委託機関（施設名）を仕様書に明記しましたか **※業務を委託していない場合は 回答欄にハイフン(-)を入力してください。** 医師会が仕様書を作成している場合は、医師会の仕様書を確認して回答してください。			×・ー どちらかに〇をしていください （回答指定）
(5) 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関で再度検体採取を行いましたか※ ※不適正例があった場合は必ず再度検体採取を行うこと。また**不適正例が無い場合でも、再度検体採取を行う体制を有していれば〇です。**	★		
(6) 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関でその原因等を検討し、対策を講じましたか※ ※不適正例があった場合は必ず原因を検討し対策を講じること。また**不適正例が無い場合でも、対策を講じる体制を有していれば〇です。**	★		
(7) 検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	★		
(8) 問診は、月経の状況、妊娠中の場合は妊娠週数、分娩歴、性交経験の有無、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取しましたか	★		
(9) 問診の上、症状のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行いましたか ※有症状者がいなかった場合は、診療へ誘導するルールが予めあれば〇と回答してください。	★		
(10) 問診記録は少なくとも5年間は保存していますか	★		
(11) 視診は腟鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察しましたか	★		

3. 細胞診判定施設の精度管理			
解説：細胞診判定を外注している場合は、「外注先」と回答してください。			
(1) 細胞診判定施設は、公益社団法人日本臨床細胞学会の施設認定を受けていますか。 もしくは、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行いましたか[注2]			
(2) 細胞診陰性と判断された検体は、その10%以上について、再スクリーニングを行い[注2]、再スクリーニング施行率を報告しましたか※ ※自治体、医師会等から再スクリーニング施行率の報告を求められた場合に報告できる体制があれば〇です。 また公益社団法人日本臨床細胞診学会の認定施設においては、再スクリーニング施行率を学会に報告していれば〇です。			
(3) 全ての子宮頸がん検診標本の状態について、ベセスダシステム[注3]の基準に基づいて適正・不適正のいずれかに分類し、ベセスダシステム[注3]の基準で細胞診結果を報告しましたか※ ※必ず全ての標本について実施すること。一部でも実施しない場合は不適切です（本調査には×と回答してください）。			
(4) 子宮頸部上皮内腫瘍3（CIN3）、子宮頸部上皮内腺がん（AIS）、子宮頸部浸潤がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行いましたか※ ※CIN3、AIS、子宮頸部浸潤がんの発見例については必ず見直すこと。これらの発見例が無い場合でも、見直す体制があれば〇と回答してください。			
(5) 標本は少なくとも5年間は保存していますか			
4. システムとしての精度管理 （プロセス指標値の解説は別紙解説資料をご参照ください）			
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内※になされましたか ※・貴施設から市区町村を介して受診者に結果を通知する場合は、市区町村に遅くとも4週間以内に通知していれば〇です。 ・また、細胞診判定施設から市区町村を介して結果を通知する場合は、市区町村に報告期間を確認して回答してください。	★		
(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報※について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか もしくは全て報告されていることを確認しましたか ※地域保健・健康増進事業報告[注4]に必要な情報を指します。	★		
(3) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果※（精密検査の際に行ったHPV検査、子宮頸部の細胞診や組織診の結果、手術によって判明した組織診断や臨床進行期など）について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか ※地域保健・健康増進事業報告[注4]に必要な情報を指します。			
(4) 診断・判定の精度向上のための症例検討会や委員会（自施設以外の子宮頸がん専門家あるいは細胞診専門医※を交えた会)等を設置していますか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した症例検討会や委員会等に参加しましたか ※当該検診機関に雇用されていない子宮頸がん検診専門家あるいは細胞診専門医を指します。	★		
(5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、CIN3以上発見率、CIN3以上の陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか※ ※ CIN3以上とは、子宮頸部上皮内腫瘍3（CIN3）、子宮頸部上皮内腺がん（AIS）及び子宮頸部浸潤がんを指します。 ※ ・本調査では**令和〔6〕年度のプロセス指標値**について回答してください。 ・貴施設単独で算出できない指標値は、自治体等と連携して把握してください。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可です。	★		
(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行いましたか	★		
(7) 都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか ※今年度特に指導・助言等がなかった場合は、回答欄にハイフン（-）を入力してください。	★		

注1 一般社団法人 日本婦人科がん検診学会　子宮頸部細胞採取の手引き参照
注2 公益社団法人日本臨床細胞学会　細胞診精度管理ガイドライン参照
注3 ベセスダシステムによる分類：The Bethesda System for Reporting Cervical Cytology second edition及びベセスダシステム2001アトラス 参照
注4　地域保健・健康増進事業報告：
全国の保健所及び市区町村は、毎年1回国にがん検診の結果を報告します。
この報告書では、受診者数、要精検者数、精検受診者数、発見者数等を性・年齢階級/受診歴別に報告することになっており、国や地域の保健施策上、大変重要な基礎資料となります。

※　細胞診(一次検診)の方法について該当する方に〇を付けてください。また、従来法で実施している場合は、その理由を御回答ください。

検査方法	従来法　・　液状化検体法（LBC）
理由 （従来法で実施している場合）	

※　細胞診業務（判定含む）を委託している場合は、委託先施設名を御記入ください。

外注先機関名	

	ご署名欄
施設名	
回答者氏名	
メール	
Tel	
子宮頸がん検診 責任医師名	

	子宮頸がん検診精度管理調査お問い合わせ先
自治体名	鹿児島市　保健予防課
Tel	099-803-6927
FAX	099-803-7026
メール	hokenyobou@city.kagoshima.lg.jp